

令和7年4月

英彰小学校 いじめ防止対策基本方針

1 いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳、特別活動をととして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。

(アンケート、学年会等)

(6) 子ども理解、発達課題等の障がいなどに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。

(7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

(8) 学習についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。

(9) 保健の学習や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることにより、ストレスを発散させることを学習しておく。

3 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめに目を向ける。(いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケート調査、作文、日記、個別面談等)
- (3) 子どもの行動をしっかりとみる。(チェックリスト、ネットいじめ防止プログラム等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、子どもの様子をしっかりと見て、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5 いじめアンケート調査の実施

6月，11月，2月の計3回、学校生活アンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

6 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、生徒指導主任、養護教諭、該当学年全員を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。事案によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等も構成員とする場合がある。

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに報告

し情報を共有する。

(2) 当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行うとともに今後の対応策を協議する。

(3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

(4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、校内研修も企画立案し実施する。

7 ネット上のトラブル対応について

携帯電話の普及に伴い、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、関係機関と連携を図り、ネット上のトラブルの未然防止に努める。

(1) 小学校4年生を対象にネットいじめプログラムを開催する。

(2) 保護者にも理解を求め啓発する。

(3) 子どもが悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

(4) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。

(5) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに堺警察署に通報し、適切に援助を求める。

8 いじめ防止対策における留意事項

(1) 遊びや悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。

(2) いじめを知らせてきた児童の安全は確保すること。

(3) いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えること。

(4) いじめをはやしたてるなど同調していた児童には、それはいじめであることを指導する。

9 重大事態への対処について

(1)もし、重大事態を認知したならば、速やかに堺市教育委員会に報告し、学校もしくは教育委員会が設置した調査機関のもとに事実確認等、徹底した調査に努める。

(2)重大事態に対する対応については教育委員会の助言を仰ぎながら対応する。